

明和町立第 1 期再編小学校（仮称）等整備事業

募集要項

令和 4 年 8 月
（令和 4 年 10 月 7 日更新）

明和町

目 次

第 1 募集要項等の位置づけ	1
第 2 事業の目的及び内容	2
1 事業の目的	2
2 事業名称	3
3 事業実施場所	3
4 事業概要	3
5 本施設の管理者の名称	3
6 事業の対象範囲	3
7 事業方式	4
8 事業期間	4
9 事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	4
10 遵守すべき法令	5
第 3 応募者の備えるべき参加資格要件等	6
1 応募者の構成等	6
2 業務実施企業の参加資格要件	6
3 応募者及び協力企業の制限	7
4 参加資格要件の確認基準日	8
5 応募者及び協力企業の変更	8
6 その他留意事項	8
第 4 事業者募集等のスケジュール	9
1 募集及び選定方法	9
2 募集選定スケジュール（予定）	9
第 5 公募手続等	10
1 担当窓口	10
2 公募に関する手続	10
3 応募に関する留意事項	12
4 基準価格	13
第 6 提案審査に関する書類の審査	14
1 明和町立第 1 期再編小学校（仮称）等整備事業設計・施工一括発注方式事業者選定委員会	14

2 事業者選定委員会の委員構成	14
3 審査方法	14
4 審査項目等	14
第7 提案に関する条件	15
1 立地条件等	15
2 施設の設計、施工、工事監理等の提案に関する条件	15
3 業務の委託	15
4 本町の費用負担	16
5 土地の使用	16
第8 契約に関する事項	17
1 契約手続き	17
2 契約の枠組み	17
3 契約金額	17
4 支払条件	17
5 契約保証金	18
第9 提出書類	19
1 応募時の提出書類	19
第10 その他	19
1 契約の目的が達成できない場合の措置	19
2 具体的な手続き	19

第1 募集要項等の位置づけ

この募集要項は、明和町（以下「本町」という。）が設計・施工一括発注方式により実施する明和町立第1期再編小学校（仮称）等整備事業（以下「本事業」という。）について、民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザルにより募集及び選定するため、本事業に応募しようとする者（以下「応募者」という。）を対象に配付するものである。

また、この募集要項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、明和町会計規則（昭和49年規則第8号）のほか、本町が発注する調達契約に関し、応募者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

募集要項にあわせて配付する次の資料を含め、「募集要項等」と定義する。応募者は募集要項等の内容を踏まえ、本事業に応募するものとする。

設計・施工請負契約書（案）：本事業に係わる契約（以下「設計・施工請負契約」という。）の内容を示すもの（設計・施工請負契約書及び設計・施工請負契約約款（案）により構成され、設計・施工請負契約約款（案）には、別紙も含まれる。）

要求水準書（添付資料を含む。）：本町が事業者に要求する具体的な設計、施工、工事監理業務のサービス水準を示すもの

事業者選定基準：応募者から提出された提案書を評価する基準を示すもの

様式集：提案書の作成に使用する様式を示すもの

第2 事業の目的及び内容

1 事業の目的

本町は、三重県のほぼ中央部にある伊勢平野の南部に位置し、広々とした田園風景に囲まれ、また伊勢湾にも面していることから、豊かな農産・海産に恵まれたまちであり、天皇に代わり伊勢神宮の天照大神に仕えた皇女「斎王」が住んでいた幻の宮「斎宮」があった地としても知られる、歴史・文化・自然が調和するまちである。

令和3年3月に策定した「第6次明和町総合計画（以下「総合計画」という。）」では、将来像を「住みたい 住み続けたい 豊かなところを育む 歴史・文化のまち 明和」とし、誰もが「住んでみたい」、「ずっと住み続けたい」と思える魅力的なまちづくりを進めている。また、総合計画の基本理念を「みんなで作るまちづくり」とし、多様化した町民のニーズに適切に対応し、これまで以上に行政と住民が一体となった住民協働のまちづくりを進めている。加えて、新たにSDGsの考え方を取り入れ、「誰一人取り残さない」という理念のもと、少子高齢化社会・人口減少社会を見据えた持続可能なまちづくりに尽力している。

また、平成31年3月に策定した「明和町教育行政大綱（以下「教育大綱」という。）」では、「未来を築く豊かな人間性と創造性を備えた人づくり」を掲げ、まちづくりを推進する人材の育成をめざしている。

小学校区の再編については、令和3年6月に策定した「明和町小学校区編制にかかる基本計画」（以下「基本計画」という。）に基づき各種整備を行うこととしている。基本計画では、まず本町の北部に位置する大淀小学校、上御糸小学校及び下御糸小学校の3小学校を統合し、加えて斎宮小学校区の一部である北野、クィーンヒルズ、東野及び平尾の4地区を校区とする新しい小学校（明和町立第1期再編小学校（仮称）、以下「新小学校」という。）、及び新小学校に付随する放課後児童クラブ、さらにささふえ保育所の移転園となる認定こども園（以下「明和町立第1期再編小学校等」という。）について令和8年4月の供用開始に向けた整備を行う。その後、約20年後には、本町の南部に位置する斎宮小学校と明星小学校を統合した新しい小学校（明和町立第2期再編小学校（仮称））の建設を検討することとしている。また、現在複式学級を有する修正小学校については、令和5年度から明星小学校及び斎宮小学校へ統合することとしている。

令和4年3月に策定した「明和町立第1期再編小学校等建設基本構想（以下「基本構想」という。）」は、令和8年4月の供用開始をめざす明和町立第1期再編小学校等を整備するにあたり、その理念や施設整備のコンセプト、必要な諸室やスペースといった施設整備に関わる基本的な考え方、方向性等を示したものである。基本構想における施設の基本理念は、

地域とともに 未来の可能性を広げる 新しい時代の「学び舎」

である。また、この基本理念に基づき、施設整備の4つのコンセプトは、次のとおりである。

1. 多様な学びができる柔軟で創造的な「学び舎」づくり

- 個別最適な学びと協働的な学びに対応したワクワク学べる「学び舎」づくり
- 「1人1台端末環境」を最大限活用できる「学び舎」づくり
- 幼保小中の学びをつなぐ「学び舎」づくり
- 教職員のパフォーマンスを最大化する「学び舎」づくり
- 「施設全体が生きた教材」にもなる「学び舎」づくり

2. 安全で安心な「学び舎」づくり

- 耐震安全性や防犯対策等を含めた施設全体が安全な「学び舎」づくり
- 避難所としての防災機能を備えた「学び舎」づくり
- 「防災学習の生きた教材」にもなる「学び舎」づくり
- 地域全体で子どもたちの安全・安心を見守る「学び舎」づくり

- 全ての利用者の安全を確保し、安心できる生活の場ともなる「学び舎」づくり
 - 3. 連携・協働し、ともに創造する「学び舎」づくり
 - コミュニティスクールや地域学校協働活動を推進し、地域が学校運営に参画する「学び舎」づくり
 - 地域の人たちから地域の文化・伝統を学ぶ「外との学び」等の「多様な学習環境」を創出する「キャリア教育の生きた教材」となる「学び舎」づくり
 - 多様な人の知が集まり「新しい出会いから新しい価値」を創出する「学び舎」づくり
 - 地域コミュニティの強化につながる地域に開放された「学び舎」づくり
 - 4. 豊かな心・健やかな体を育む「学び舎」づくり
 - 社会性・人間性を育むゆとりと潤いのある生活の場としても快適な「学び舎」づくり
 - 愛着・誇り・感謝の気持ちを育む温かみと安らぎのある「学び舎」づくり
 - どこでも楽しく体力づくりができる「学び舎」づくり
 - 「新しい生活様式（ニューノーマル）」を踏まえた衛生的な「学び舎」づくり
 - 「ユニバーサルデザイン学習の生きた教材」にもなる、ともに育つ「学び舎」づくり
 - 脱炭素社会の実現に貢献する「環境学習の生きた教材」にもなる「学び舎」づくり
- 本事業は、総合計画、教育大綱及び基本計画を踏まえて、基本構想を効果的かつ効率的に実現し、校区の特色を活かした「明和町らしい学び舎」づくりを目的とする。

2 事業名称

明和町立第1期再編小学校（仮称）等整備事業

3 事業実施場所

1) 事業用地

所在地：三重県多気郡明和町大字馬之上字奥野頭 890 番 6
 三重県多気郡明和町大字馬之上字香良須池 902 番 1、903 番 3、917 番 3

2) 敷地面積（公簿面積）

41,382 m²

4 事業概要

本事業で対象とする施設は、以下の①から③までに掲げる施設（以下、これらを総称して「本施設」という。）とする。

- ① 新小学校
- ② 放課後児童クラブ
- ③ 認定こども園

5 本施設の管理者の名称

明和町長 世古口 哲哉

6 事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、以下のとおりである。

1) 設計関連業務

- ① 事前調査業務（必要に応じて現況測量、地盤調査、土壌調査及び振動測定等）
- ② 設計業務

- ③ 本事業に伴う各種申請等の業務
- ④ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

2) 施工関連業務

- ① 施工業務（本施設及びそれに付随する外構、グラウンド等を含む）
- ② 什器・備品等の調達及び設置業務（施工業務と一体的に実施するもの）
- ③ 近隣対応・対策業務（周辺家屋影響調査を含む）
- ④ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

3) 工事監理関連業務

- ① 工事監理業務
- ② その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

7 事業方式

本事業は、本町が事業者と締結する設計・施工請負契約に従い、事業者が、本施設に係る設計・施工等の業務を一括で行う設計・施工一括発注方式（DB：Design Build）により実施する。

8 事業期間

本事業の事業期間は、設計・施工請負契約の契約締結日より令和7年3月31日までとする。（ただし、令和8年3月31日を限度とし、事業期間を延長することがある。）また、事業スケジュールは、以下のとおりとする。

設計・施工請負契約の契約期間	契約締結日～令和7年3月31日 ※ただし、令和8年3月31日を限度とし、契約期間を延長することがある
事業期間	契約締結日～令和7年3月31日 ※ただし、令和8年3月31日を限度とし、事業期間を延長することがある
設計・施工期間	契約締結日～令和7年3月31日 ※ただし、令和7年10月31日を限度とし、設計・施工期間を延長することがある
開校準備期間 （完成見学会、 学校使用説明会 含む）	令和7年3月1日～令和7年3月31日 ※ただし、設計・施工期間を延長する場合は、設計・施工期間の終了日から令和8年3月31日を限度とし、開校準備期間を延長することがある
運用開始日	令和8年4月1日

9 事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

- ① モニタリングの実施
本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本町でモニタリングを行う。
- ② モニタリングの時期
本町が行うモニタリングは、事業期間を通じて常に実施する。
- ③ モニタリングの方法

モニタリングは、本町が提示した方法に従って本町が実施する。事業者は、本町からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

④ モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本町から事業者に対して支払われるサービスの対価の算定等に反映され、要求水準書に示されたサービス水準を一定限度下回る場合には、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる。

10 遵守すべき法令

本事業を実施するにあたり、遵守すべき法規制及び適用される基準等については、要求水準書を参照すること。

第3 応募者の備えるべき参加資格要件等

1 応募者の構成等

- ① 応募者は、複数の企業で構成されるグループとする。応募者を構成するものを構成員という。
- ② 応募者は、特定建設工事共同企業体（甲型又は乙型）を結成すること。
- ③ 応募者のうち、すべての構成員の担当業務（設計、施工、工事監理）を明らかにすること。また、参加表明書の提出時に代表者（以下「代表企業」という。）及びその他の構成員の名称を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこと。
- ④ 代表企業は、全構成員中最大の出資者であること。

2 業務実施企業の参加資格要件

応募者は、明和町競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という）に登録されており、かつ本業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた企業でなければならない。

また、設計、施工、工事監理の各業務を行う者は、それぞれ①、②、③の要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

ただし、施工関連業務と工事監理関連業務は、同一者又は資本面若しくは人事面において関連のある者同士が実施してはならない。

※「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう（以下同じ）。

① 設計関連業務を行う者

設計関連業務を行う者は、以下に示す a から c までの要件を全て満たすこと。なお、設計関連業務を複数の設計企業で実施する場合は、a 及び b の要件については全ての企業がいずれにも該当し、c の要件は少なくとも1者が該当すること。

- a. 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- b. 本町の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- c. 平成24年4月1日から令和4年3月31日までの間に、延べ面積5,000㎡以上（増築又は改築の場合は、増築又は改築部分の面積に限る。）の官公庁が発注した学校校舎の基本設計業務及び実施設計業務を完了した実績を有していること。

② 施工関連業務を行う者

施工関連業務を行う者は、以下に示す a から d までの要件を全て満たすこと。なお、施工関連業務を複数の建設企業で実施する場合は、a から c の要件については全ての企業がいずれにも該当し、d の要件は少なくとも1者が該当すること。

- a. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可を受けた者であること。
- b. 本町の入札参加資格者名簿の建築一式工事、電気工事又は管工事に登録されていること。
- c. 三重県、愛知県又は岐阜県内に本店、支店又は本町との契約について委任を受けた営業所を有すること。
- d. 平成 24 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に、単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として、延べ面積 5,000 m²以上（増築又は改築の場合は、増築又は改築部分の面積に限る。）の官公庁が発注した公共施設の工事を完了した実績を有していること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、その共同企業体中最大の出資比率で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置した場合に限る。

③ 工事監理関連業務を行う者

工事監理関連業務を行う者は、以下に示す a から c までの要件を全て満たすこと。なお、工事監理関連業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、a 及び b の要件については全ての企業がいずれにも該当し、c の要件は少なくとも 1 者が該当すること。

- a. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所登録を受けた者であること。
- b. 本町の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- c. 平成 24 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に、延べ面積 5,000 m²以上（増築又は改築の場合は、増築又は改築部分の面積に限る。）の官公庁が発注した学校校舎の工事監理業務を完了した実績を有していること。

3 応募者及び協力企業の制限

次のいずれかに該当する者は、応募者及び協力企業（構成員から業務の一部を受託し又は請け負う者。）となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- ③ 建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けている者。
- ④ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条の規定による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）。
- ⑤ 募集要項等の公表日から事業者の選定が終了するまでの期間に本町または三重県から入札参加資格停止の措置を受けている者。
- ⑥ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。

- ⑦ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、以下のとおりである。
- ・ 株式会社 建設技術研究所
 - ・ シリウス総合法律事務所
 - ・ 株式会社 日総建
- ⑧ 最近1年間において法人税、事業税、消費税、地方税を滞納している者。
- ⑨ 応募者及び協力企業のいずれかで、他の応募者又は協力企業として参加している者。
- ⑩ 明和町暴力団排除条例（平成23年3月9日条例第1号）第8条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

4 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、募集要項等の公表した日とする。ただし、募集要項等の公表後、優先交渉権者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、設計・施工請負契約の契約締結日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、設計・施工請負契約を締結しないこととする。

5 応募者及び協力企業の変更

代表企業の変更は認めないが、共同企業体の構成員については、資格・能力等の面で支障がないと本町が判断した場合には、追加及び変更を可能とする。

6 その他留意事項

本事業の実施にあたり、本町に主たる営業所を置く企業（以下「町内企業」という。）が応募者、協力企業又は資材等調達事業者として本事業に加わる等、町内企業を積極的に活用されたい。

第4 事業者募集等のスケジュール

1 募集及び選定方法

本事業は、施設の整備について、効率的かつ効果的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力等と事業実施における経済性とを総合的に評価して選定することが必要である。

そこで、事業者の選定に当たっては、提案価格に加え、本町の要求するサービス水準との適合性並びに業務の遂行能力やリスク負担能力等を総合的に評価し、優先交渉権者を決定する公募型プロポーザル方式を採用する。

2 募集選定スケジュール（予定）

事業者の募集及び選定に当たってのスケジュール（予定）は、以下のとおりである。

日 程	内 容
令和4年8月31日	募集要項等の公表
令和4年9月20日	募集要項等に関する説明会及び事業予定地の現地見学会の開催
令和4年9月22日	募集要項等に関する第1回質問受付締切
令和4年10月上旬	募集要項等に関する第1回質問・回答の公表
令和4年10月26日	募集要項等に関する第2回質問受付締切
令和4年11月中旬	募集要項等に関する第2回質問・回答の公表
令和4年11月30日	参加表明書及び資格審査に関する提出書類の受付締切
令和4年12月23日	提案審査に関する提出書類の受付締切
令和5年2月18日	公開プレゼンテーション及びヒアリング
令和5年2月下旬	優先交渉権者の決定及び公表
令和5年3月中旬	仮契約の締結、本契約の締結（明和町議会の議決）

第5 公募手続等

1 担当窓口

公募手続きについての本町の担当窓口を次のとおり定める。また、各手続き、連絡先、提出先等は、特に指定のない限り下記を窓口とする。

明和町 教育委員会事務局 小学校区編制推進室 編制推進係
住 所：〒515-0332 三重県多気郡明和町大字馬之上 945
電 話：0596-63-5460
FAX : 0596-52-7133
E-mail : kouku@town.mie-meiwa.lg.jp
本町ホームページアドレス <https://www.town.meiwa.mie.jp/>

2 公募に関する手続

(1) 募集要項等の公表

令和4年8月31日(水)に、本事業に係る募集要項等を本町ホームページ上で公表する。

(2) 募集要項等に関する説明会等

募集要項等に関する説明会を次のとおり開催する。

① 募集要項等に関する説明会

日時：令和4年9月20日(火) 午後1時30分から午後2時まで
会場：中央公民館 1階 大集会場

② 事業予定地見学会

日時：令和4年9月20日(火) 午後2時から午後3時まで
(募集要項等に関する説明会終了後に行う。)

会場：明和中学校第2グラウンド(※悪天候の場合中止)

参加希望者は、令和4年9月14日(水)正午までに、別紙1「募集要項等に関する説明会及び事業予定地見学会参加申込書」に記入の上、上記第5の1の担当窓口原則としてEメールにより提出すること。なお、新型コロナウイルス感染防止のため、参加者は1企業より2名以内に限る。

(3) 募集要項等に関する第1回質問・回答

募集要項等に関する質問を次のとおり受け付ける。

① 受付期間：募集要項等公表の日から令和4年9月22日(木)正午まで

② 受付方法：別紙2「募集要項等に関する質問書」に記入の上、上記第5の1の担当窓口原則としてEメールにより提出すること。

③ 回答：令和4年10月上旬に本町ホームページにおいて公表する予定である。

(4) 募集要項等に関する第2回質問・回答

募集要項等に関する質問を次のとおり受け付ける。

① 受付期間：第1回質問への回答の日から令和4年10月26日(水)正午まで

- ② 受付方法：別紙 2「募集要項等に関する質問書」に記入の上、上記第 5 の 1 の担当窓口原則として E メールにより提出すること。
- ③ 回答：令和 4 年 11 月中旬に本町ホームページにおいて公表する予定である。

(5) 参加表明書及び資格審査に関する提出書類の受付

事業提案を提出する応募者は、参加表明書及び資格審査に関する提出書類を次の期限までに提出すること。受付期限に遅れた場合は、公募に参加できない。参加表明書の提出を行った者に受付番号（記号）を通知する。

- ① 受付期限：令和 4 年 11 月 30 日（水）正午まで。郵送の場合は令和 4 年 11 月 30 日（水）必着。
- ② 提出場所：上記第 5 の 1 の担当窓口
- ③ 提出方法：持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。また、封筒の表面に「明和町立第 1 期再編小学校（仮称）等整備事業資格審査関係書類在中」と朱書きすること。）の方法により提出すること。
- ④ 提出書類：参加表明書（様式 1-1）及び様式集「資格審査に関する提出書類」
- ⑤ 提出部数：1 部

なお、事業者選定基準に基づき資格審査を本町が実施し、本町より令和 4 年 12 月上旬に資格審査結果の通知を行う。

(6) 提案審査に関する提出書類の受付期間、場所及び方法

公募書類を提出する応募者は、提案審査に関する提出書類を次の期限までに提出すること。受付期限に遅れた場合は、公募に参加できない。

- ① 受付期限：令和 4 年 12 月 23 日（金）正午まで。郵送の場合は令和 4 年 12 月 23 日（金）必着。
- ② 提出場所：上記第 5 の 1 の担当窓口
- ③ 提出方法：持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。また、封筒の表面に「明和町立第 1 期再編小学校（仮称）等整備事業提案審査関係書類在中」と朱書きすること。）の方法により提出すること。
- ④ 提出書類：様式集「提案審査に関する提出書類」「提案書」「チェックシート」（「第 9 提出書類」を参照）
- ⑤ 提出部数：正本 1 部、副本 15 部、合計 16 部を提出すること。

なお、公募を辞退する者は、「辞退届（様式 3-1）」を、令和 4 年 12 月 16 日（金）までに、上記第 5 の 1 の担当窓口まで提出すること。以降の辞退は認めないものとする。

(7) 審査の手順

- ① 資格審査に関する提出書類及び提案審査に関する提出書類が全て揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。
- ② 資格審査に関する提出書類及び提案審査に関する提出書類が全て揃っている応募者の参加資格等が本町の要求を満たしていることを確認し、満たしていないと評価された場合は失格とする。
- ③ 参加資格を満たしていると評価された応募者の提案審査に関する提出書類について事業者選定基準に従い、審査を行う。
- ④ 技術評価点の算定後、応募者の価格提案書（様式 A-3）を確認する。
- ⑤ 価格提案書に記載する提案金額は、消費税等抜きの金額を記載する。

- ⑥ 本町は、事業者選定基準に基づき、学識経験者等で構成する明和町立第 1 期再編小学校（仮称）等整備事業設計・施工一括発注方式事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）による提案内容の審査と提案価格を総合的に評価し、最も優秀な提案を行った者を優先交渉権者として決定する。
- ⑦ 優先交渉権者となった応募者の代表企業に対して、令和 5 年 2 月下旬までに決定通知を行う。

(8) 公開プレゼンテーション及びヒアリングの実施

本町は、応募者に対し、令和 5 年 2 月 18 日に提案書の内容に関する公開プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。詳細については、応募者に別途連絡する。

3 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は、提案審査に関する提出書類の提出をもって、募集要項等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語、通貨単位及び時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) 著作権

応募者が提出した提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本町は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、本町が民間事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

(5) 特許権等

提案の中で特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として応募者が負うものとする。

(6) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更及び返却はできない。

(7) 本町からの提示資料の取扱い

本町が提示する資料は、公募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(8) 応募の無効又は失格に関する事項

次のいずれかに該当する応募は、無効又は失格とする。

- ① 募集要項に示した応募者の備えるべき参加資格のない者の提出した応募書類
- ② 事業名及び提案価格のない応募書類
- ③ 応募者氏名及び押印のない又は判然としない応募書類
- ④ 事業名に誤りのある応募書類
- ⑤ 提案価格の記載が不明確な応募書類
- ⑥ 提案価格を訂正した応募書類
- ⑦ 虚偽の記載がある応募書類
- ⑧ 1つの公募について同一の者からの2つ以上の応募書類
- ⑨ 受付期限までに到達しなかった応募書類
- ⑩ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した応募書類
- ⑪ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した応募書類
- ⑫ その他公募に関する条件に違反した応募書類

(9) 必要事項の通知

募集要項等に定めるもののほか、公募に当たっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

4 基準価格

5,000,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

本事業への応募にあたり基準価格を上回る提案も可能とするが、本町は、事業者の創意工夫・ノウハウの活用によるコストの縮減を期待しており、提案価格と基準価格との乖離幅を考慮した上で、事業者選定基準に基づいて適切に評価する。

第6 提案審査に関する書類の審査

1 明和町立第1期再編小学校（仮称）等整備事業設計・施工一括発注方式事業者選定委員会

事業者の選定に当たり、本町に学識経験者等で構成する事業者選定委員会を設置する。事業者選定委員会は、事業者選定基準等、事業者選定に関する書類の検討を行うとともに、応募者から提出された提案の審査を行う。

2 事業者選定委員会の委員構成

委員構成については、委員と応募者との間に利害関係が生じたり、応募者から委員への故意（不正行為目的）の接触を防止するため、事後公表とする。

3 審査方法

審査は、事業者選定基準に従い資格審査と提案審査に分けて実施する。提案内容及び提案価格を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を最優秀提案者として決定する。

4 審査項目等

審査項目は、以下のとおりとする。詳細は、事業者選定基準を参照すること。

資格審査	応募者の資格審査
提案審査	特定テーマに関する審査 事業計画の提案に関する審査 設計関連業務の提案に関する審査 施工関連業務の提案に関する審査 工事監理関連業務の提案に関する審査 地域社会・地域経済の提案に関する審査 提案価格に関する審査

(1) 優先交渉権者の決定

本町は、最優秀提案者の選定結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

ただし、最優秀提案者が複数ある時（総合評価点が同点の時）は、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者とする。

(2) 優先交渉権者決定通知及び審査結果の公表

優先交渉権者決定後、速やかに応募者の代表企業に対して通知するとともに、審査結果を公表する。

第7 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は、次のとおりである。応募者は、これらの条件を踏まえて、応募書類を作成するものとする。なお、応募者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

1 立地条件等

(1) 事業予定地の前提条件

事業予定地の前提条件は、次のとおりである。立地条件については、必ず現地確認を行うとともに、各担当課に問い合わせる又は事前協議を十分に行うこと。

事業予定地	三重県多気郡明和町大字馬之上字奥野頭 890 番 6 三重県多気郡明和町大字馬之上字香良須池 902 番 1、903 番 3、917 番 3
敷地面積 (公簿面積)	41,382 m ²
地域地区等	指定なし（建ぺい率 60%、容積率 200%） ※明和町特定用途制限地域の居住環境地区（幹線沿道地区にもかかっているが、面積の過半数を占める居住環境地区が適用される） 防火地域・準防火地域指定なし・建築基準法第 22 条区域内
接続道路	北側：第 42 条第 1 項第 1 号道路（認定幅員 5.5m） 東側：第 42 条第 1 項第 1 号道路（認定幅員 16.0m） 南側①：非道路（認定幅員 2.2m） 南側②：第 42 条第 1 項第 1 号道路（認定幅員 5.5m） 南側③：第 42 条第 1 項第 1 号道路（認定幅員 1.9m） 南側④：第 42 条第 1 項第 1 号道路（認定幅員 2.4m） 西側：非道路（認定幅員 2.6m）
その他	敷地は、明和町役場の近傍にあり、周辺には明和町立明和中学校、明和町立中央公民館等の公共施設が立地する。

2 施設の設計、施工、工事監理等の提案に関する条件

施設の設計、施工、工事監理等の提案に関する条件は、第 2 の 6 事業の対象範囲及び要求水準書に示すとおりとする。応募者は、これらの条件を踏まえた上で、応募書類を作成するものとする。

3 業務の委託

事業者は、事前に本町の承諾を得た場合を除き、応募者及び協力企業以外の者に設計関連業務、施工関連業務及び工事監理関連業務の全部又は一部を委託又は請け負わせることはできない。また、事前に本町の承諾を得ることなく委託又は請負先を変更することはできない。本町は、事業者が承諾を求めた場合、承諾を拒む合理的理由がない限り、これらの承諾を速やかに与えるものとする。なお、業務の委託又は請負は全て事業者の責任で行うものとし、事業者又はその受託者が発生させた一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者に帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

4 本町の費用負担

本町が実施するモニタリングに係る費用は、本町が負担するものとする（事業者側に発生する費用を除く）。

5 土地の使用

本事業の事業用地は本町の町有地であり、事業者は、工事着手予定日をもって、本施設の引渡し日までの期間、施工関連業務等の遂行に必要な範囲で、本町が所有する事業用地を無償で使用することができる。

第8 契約に関する事項

1 契約手続き

(1) 契約の条件

優先交渉権者と本町は、速やかに仮契約の締結を行う。また、本契約には明和町議会の議決を要するので、当該仮契約は、明和町議会でこの仮契約の締結に係る議案が議決された時に本契約となる。ただし、本町は、当該議案が明和町議会で議決されなかった場合、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

(2) 契約の解除

優先交渉権者決定後、設計・施工請負契約に係る議案の議決があるまでの間に、当該優先交渉権者が第3の応募者の備えるべき参加資格要件に示すいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該仮契約を締結しないことがあり、又は仮契約を締結しているときはこれを解除することがある。

2 契約の枠組み

(1) 締結時期

仮契約 令和5年3月中旬
本契約の締結（明和町議会の議決） 令和5年3月中旬

(2) 設計・施工請負契約の概要

事業者が本町を相手方として締結する設計・施工請負契約は、設計・施工請負契約書(案)によるものとし、設計・施工請負契約書(案)の内容は、誤字脱字等の軽微なもの以外は変更しない。

設計・施工請負契約は、本町の提示内容、事業者の提案内容及び設計・施工請負契約書に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき設計関連業務、施工関連業務及び工事監理関連業務に関する業務内容、金額、支払方法等を定める。

3 契約金額

契約金額は、優先交渉権者の決定後、本町と優先交渉権者で提案内容に関する協議を行い、その結果に基づき、本町は予定価格を算定し、優先交渉権者が提出する見積書の金額が予定価格以下の場合は、見積書中の価格に、当該価格中の消費税等課税対象額に係る消費税等相当額を加えた金額とする。

4 支払条件

契約金額の支払いは、概ね以下のとおりとする。

(1) 設計関連業務費（各種調査業務を含む）

年度	支払い内容	支払額	備考
令和5年度	完了払い	設計関連業務費の総額	

(2) 施工関連業務費

年度	支払い内容	支払額	備考
令和5年度	前払い	施工関連業務費の40%(10万円未満の端数は切り捨て)※	令和5年度末時点において、出来高金額が施工関連業務費の40%以上とすること。
	部分払い	令和5年度末の出来高金額の90%以内	
令和6年度	完了払い	施工関連業務費の残額	

※令和7年10月31日を限度として設計・施工期間を延長した場合は、延長期間に応じた支払い時期を本町と協議の上、決定するものとする。

※明和町建設工事前金払要綱の改正に基づき、令和5年1月1日以降に契約を締結するものから適用する。

(3) 工事監理関連業務費

年度	支払い内容	支払額	備考
令和6年度	完了払い	工事監理関連業務費の総額	

※令和7年10月31日を限度として設計・施工期間を延長した場合は、延長期間に応じた支払い時期を本町と協議の上、決定するものとする。

5 契約保証金

設計・施工請負契約書(案)第4条に基づくものとする。

第9 提出書類

1 応募時の提出書類

応募時に提出する書類は、様式集「資格審査」及び様式集「提案審査」を参照すること。

第10 その他

1 契約の目的が達成できない場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合など契約の目的が達成できない場合には、次のとおり契約解消の措置をとることとする。

(1) 事業者の債務不履行その他事業者側の事情により事業の継続が困難となった場合

- ① 事業者の契約の不履行その他事業者側の事情により、事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本町は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本町は、設計・施工請負契約を解約することができる。
- ② 事業者が契約の履行を拒絶し、又は事業者の契約の履行が不能と認められ、その他契約に基づく事業の継続的履行が見込めないなど契約の目的を達することができない場合、本町は、設計・施工請負契約を解約することができる。
- ③ 前2号により設計・施工請負契約が解約された場合、事業者は、本町に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 本町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 本町の債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、設計・施工請負契約を解約することができる。
- ② 前号により設計・施工請負契約が解約された場合、本町は、事業者に生じた損害を賠償しなければならない。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により契約の目的が達成できない場合

不可抗力、法令変更その他本町又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本町及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。

一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を通知することにより、本町又は事業者は、設計・施工請負契約を解約することができる。

2 具体的な手続き

前項に定める業務の継続が困難となった場合その他契約の目的が達成できない場合の契約解消に係る具体的な手続きは、契約に定める。